

発議第 2 号



かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和 8 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市議会議長 来栖 丈治 様

提出者 かすみがうら市議会議員

塚本直樹

賛成者 かすみがうら市議会議員

小倉 博

賛成者 かすみがうら市議会議員

鈴木貞行

賛成者 かすみがうら市議会議員

服部 栄一

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

提案理由 本改正案は、かすみがうら市議会議員の政治倫理に関する規範の明確化及び市民の信頼に応える制度運用の充実を図るために一部改正を行うもので、補助金等の交付を受ける団体の代表者に就任しないこと、また、市職員の人事に関して有利な取り計らいをしないこと、更には、政党機関紙の購読に伴う勧誘若しくは配布の行為を禁止とすることを明確化するため、提案するものである。

令和 年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（令和5年3月31日条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「採用」の次に「、昇格又は異動」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第3条第1項第5号中「一般職の職員」を「市職員」に改め、「採用」の次に「、昇格又は異動」を加え、同項第8号中「又は」を「若しくは」に改め、「及び」を「、政党若しくは政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、若しくは配布する行為又は」に改め、同項に次の1号を加える。

（9）市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。

第3条第2項中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例 新旧対照表

改正前	改正後
（議員及び市民の責務） 第2条（略） 2（略） （1）（略） （2）市職員の採用に関する推薦 <u>又は</u> 紹介の依頼 （3）～（4）（略）	（議員及び市民の責務） 第2条（略） 2（略） （1）（略） （2）市職員の採用、 <u>昇格又は異動</u> に関する推薦 <u>若しくは</u> 紹介の依頼 （3）～（4）（略）

(政治倫理基準) 第3条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>一般職の職員</u>の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。 (6)～(7) (略) (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、<u>又は</u>圧力をかける行為<u>及び</u>人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 2 前項第4号から<u>第8号</u>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。 3 (略)	(政治倫理基準) 第3条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>市職員</u>の採用、<u>昇格又は異動</u>に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。 (6)～(7) (略) (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、<u>若しくは</u>圧力をかける行為、<u>政党若しくは政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、若しくは配布する行為又は</u>人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (9) <u>市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。</u> 2 前項第4号から<u>第9号</u>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。 3 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>

議員発議第2号

「かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」の修正案

原 案	修 正 案
(議員及び市民の責務) 第2条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 市職員の採用、昇格又は異動に関しての推薦<u>若しくは</u>紹介の依頼 (3) <u>～</u>(4) (略)	(議員及び市民の責務) 第2条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 市職員の採用、昇格又は異動に関しての推薦<u>又は</u>紹介の依頼 (3) <u>及び</u>(4) (略)
(政治倫理基準) 第3条 (略) (1)～(4) (略) (5) 市職員の採用、昇格又は異動に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。 (6) <u>～</u>(7) (略) (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、<u>若しくは</u>圧力をかける行為、<u>政党若しくは政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、若しくは配布する行為又は</u>人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 <u>(9) 市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。</u> 2 前項第4号から<u>第9号</u>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。 3 (略)	(政治倫理基準) 第3条 (略) (1)～(4) (略) (5) 市職員の採用、昇格又は異動に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。 (6) <u>及び</u>(7) (略) (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、<u>又は</u>圧力をかける行為 <u>及び</u>人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 <u>(9) 庁舎内において、政党又は政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、又は配布する行為をしないこと。</u> <u>(10) 原則として、市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。</u> 2 前項第4号から<u>第10号</u>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。 3 (略)
附 則 この条例は、<u>令和8年4月1日</u>から施行する。	附 則 この条例は、<u>公布の日</u>から施行する。